

事 務 連 絡
令和5年7月19日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

大津市福祉部障害福祉課長

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の告示改正にともなう取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、サービス管理責任者（※1）および児童発達支援管理責任者（※2）（以下、「サビ児管」という。）が規定されている告示については、令和5年6月30日に改正され、同日適用されたところです。

つきましては、その改正内容等に関係する当課への行政手続きについては、別紙のとおりとしますので、十分に御確認いただきますようお願いいたします。

※1 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）に基づくサービス管理責任者

※2 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に基づく児童発達支援管理責任者

大津市福祉部障害福祉課
管理係
TEL:077-528-2696 FAX:077-524-0086
e-mail:otsul408@city.otsu.lg.jp

1. サビ児管の配置を必要とするサービス種別

療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

2. 改正内容（行政手続き必要なものに限る。）

- (1) 基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT 2年以上）について、要件を満たす場合は、例外的に「6ヶ月以上」とする。
- (2) サビ児管がやむを得ない事由により欠如した場合に、実務経験要件を満たす者が、要件を満たす場合は、実践研修を修了するまでの間に限り、例外的にサビ児管とみなして配置可能（欠如時から最長2年間）とする。

3. 行政手続きの方法

例外的な取扱いを受けたい場合のみ、国の告示、通知、Q&A等も必ず確認した上で、以下手続きを行ってください。

上記2（1）の適用を受けたい場合

- ・ 対象者をサビ児管として配置する変更届を行ってください。また、添付書類一式に加え「サビ児管実践研修受講申込みに係る誓約書」を提出してください。
- ・ なお、すでに対象者をサビ児管として配置する届出を行っている場合は、以下のみを提出してください。

「届出当時の変更届（鑑）」のコピー

「基礎研修修了証書」のコピー

「実務経験証明書」（基礎研修受講日までに、明らかに実務経験要件を満たすことがわかるもの）

「サビ児管実践研修受講申込みに係る誓約書」

サビ児管がやむを得ない事由により欠如し、実務経験要件を満たす者をサビ児管とみなして配置する適用を受けたい場合（上記2（2）の適用を含む。）

- ・ 別添「サビ児管欠如に係る協議書」を提出してください。
- ・ 協議書、必要書類の提出後、当課の承認を得た場合、対象者をサビ児管としてみなし配置する変更届出を行ってください。
- ・ なお、すでに当課の承認を得て、対象者をサビ児管として配置する届出（欠如時からの1年間配置の措置）を行っている場合において、今回改正の適用を受けたい場合にも、当該協議書を提出してください。

4. 注意事項（必ずお読みください。）

- ・ 変更届出の提出は、変更のあった日から10日以内です。
- ・ 原則、上記以外の変更届出は受付しませんが、本改正施行前の基礎研修修了者の実務経験の算入は可とされていることから、例外的に令和5年7月内に限って、過去変更日での変更届出の提出を認めますので、もれなく提出してください。
- ・ 届出情報、研修申込時の情報、実地指導、監査等において、サビ児管としての要件を満たさないことが判明した場合は、個人に対しては研修修了の取消等、事業者に対しては報酬の返還請求や指定取消等の行政処分等を行うことがあります。

5. （参考）提出資料の整理表

	改正後の取扱い	従来取扱い	改正後の取扱い
項目 必要書類	・ 基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（0JT 2年以上）について、要件を満たす場合（※1）は例外的に「6ヶ月以上」	・ サビ児管がやむを得ない事由により欠如した場合に、実務経験要件を満たす者を例外的にサビ児管とみなして配置（欠如時から1年間）	・ サビ児管がやむを得ない事由により欠如した場合に、要件を満たす場合（※2）は、実務経験要件を満たす者が実践研修を修了するまでの間に限り、例外的にサビ児管とみなして配置（欠如時から最長2年間）
協議書	不要	○	○
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 審査後 </div>	
変更届	○	○	○
付表	○	○	○
従業者の勤務体制及び形態一覧表	○	○	○
経歴書	○	○	○
実務経験証明書	○ 基礎研修受講日までに、明らかに実務経験要件を満たすことがわかるもの	不要 （協議時点で添付）	不要 （協議時点で添付）
基礎研修修了証書	○	不要	○
実践研修受講申込みに係る誓約書	○	不要	○

※1 基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、個別支援計画の作成の一連の業務に従事している

※2 サビ児管の欠如前から当該事業所に配置されている者が、サビ児管欠如時に既に基礎研修を修了している